

原子力事業者防災業務計画の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（平成１２年６月１６日施行）第７条第１項に基づき、美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の原子力事業者防災業務計画を修正しました。その要旨は以下のとおりです。

１．修正年月日：平成２５年１２月１９日

２．主な修正内容

章	内容	主な修正事項
第１章 総則	防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	<第２節> ・緊急時活動レベル（EAL）の定義を追加 ・関係周辺市町村の定義に、協議対象の各府県の地域防災計画で指定された市町村名を追加 <第３節> ・原子力災害対策指針に合わせ、「原子力災害予防対策」を「原子力災害事前対策」に、「原子力災害事後対策」を「原子力災害中長期対策」に修正
第２章 原子力災害事前対策の実施	原子力災害に備える体制、原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育および訓練の実施等	<第１節、第２節> ・警戒事象が発生した場合および国から警戒事態の連絡があった場合に、発電所および本店で警戒体制を発令し、警戒本部を設置することを追加 <第２節> ・警戒体制発令時の非常招集の方法について追加 <第８節> ・平常時における関係周辺市町村との連携および放射線防護に関する教育講師の派遣、原子力防災知識の啓発に関する要請があった場合に協力することを追加
第３章 緊急事態応急対策の実施等	警戒体制および原子力防災体制の発令、施設の立上げ、通報、情報の収集と報告、応急措置の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	<第１節> ・警戒事象が発生した場合、原子力防災管理者（発電所長）が、国、自治体等へ連絡することを追加 <第１節、第３節> ・原子力災害対策指針で求められる緊急時活動レベル（EAL）に基づき、「警戒事象」、「特定事象」および「緊急事態事象」を判断するための事象リストを新たに追加 <第２節> ・応急措置の概要報告の様式を、(社)日本電気協会電気技術指針（原子力発電所緊急時対策指針）に示された様式に変更 <第２節> ・対策本部要員への安定ヨウ素剤予防投与基準を、原子力規制庁の安定ヨウ素剤の配布・服用に関する解説書（平成２５年７月１９日作成）に合わせ見直し
第４章 原子力災害中長期対策の実施	原子力災害中長期対策の計画の策定、復旧対策の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	<第１節> ・原子力災害対策指針に合わせ、「原子力災害事後対策」を「原子力災害中長期対策」に修正
第５章 その他	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等	—